

あっせんの申立て事案の概要とその結果（2019年度第4四半期）

デリバティブ関係(為替系)

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	平成26年度(あ)第191号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・ 当社は、海外から商材を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内又は海外において円建て又は外貨建てで販売している。 ・ 本件契約が対象とする通貨は、仕入通貨とは異なるものであり、また、円建てでの仕入に対するヘッジは望んでいなかったことから、当社に本件契約を締結する必要はなかった。 ・ 本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、A社からの要請により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を提案し締結するに至った。 ・ 当行担当者は、A社から、A社の円建ての仕入価格が、本件契約が対象とする通貨の為替相場変動の影響を受けている、と聴取している。 ・ 当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題はないと判断した。 ・ 当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立て受理→あっせん案受諾後に打切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、2015年6月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・ その結果、A社とB銀行の双方があっせん案を受諾したが、A社は、本件契約の解約時期は同社の判断に委ねるとの合意があっせん手続の外側でB銀行と

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<p>の間で成立しているとして、長期間にわたって解約を実行しなかった。これに対し、B銀行からは、そのような合意は存在しないとして、可及的速やかな解約手続を求める申出があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、2020年1月8日、2回目の事情聴取を行い、4年半にわたり解約手続を行わないことはあっせん案の趣旨から逸脱しているとの見解を示したが、A社が上記の主張に固執してこれを受け入れなかったため、当事者間に和解が成立する見込みがなく、あっせんを行うのが適当でないと判断し、あっせん手続を打ち切った。
--	--

事案番号	平成31年度(あ)第11号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害賠償を求める。 当社は、一部の商材については海外の会社に製造を委託し、外貨建てで仕入れているが、当社の海外工場で製造する商材は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。したがって、当社には一定の為替リスクヘッジニーズは存在しているものの、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 本件契約は、死亡した社長及びその後任で既に退任した社長の主導で締結したものであるため、契約締結に至る経緯は不明である。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> 当行担当者は、A社の商流及び外貨実需額を聴取し、また、A社の他行との取引状況を勘案し、ヘッジ比率等を検証した上で本件契約を提案し締結するに至った。 当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題はないと判断した。 当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立て受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、2019年8月5日及び10月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の財務状況に照らせば過大な契約であったことを指摘した。 その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に解決金を支払うというあっせん案を提示した。 その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 2020年1月29日付けで和解契約書を締結した。

以上